

高槻市長 濱田 剛史

公売公告兼見積価額公告

みだしの件について、下記差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

1	公 売 財 産 の 内 容		別紙のとおり		
2	公 売 の 方 法		入 札		
3	公売日時	入 札	令 和 8 年 11 月 17 日 午前 10 時 20 分 から 午前 11 時 50 分 まで		
		開 札	令 和 8 年 11 月 17 日 午前 11 時 51 分		
	公 売 場 所		大阪府咲洲庁舎41階 公売会場		
4	売 却 決 定 日 時		令 和 8 年 12 月 8 日 午前 10 時 00 分	場所	高槻市役所総務部収納課
5	公売保証金及び見積価額		別紙のとおり		
6	買受代金納付期限		令 和 8 年 12 月 8 日 午後 2 時 00 分	場所	高槻市役所総務部収納課
7	買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件		無し		
8	そ の 他		1 公売保証金の納付は入札日の午前10時20分から午前11時20分までとします。 2 公売公告の内容、公売財産に関わる図面・地図・写真等は高槻市役所総合センター1階21番窓口収納課にて閲覧できます。 3 公売参加にあたっては、「公売における注意事項」を必ず確認してください。		
配当を受ける者の権利の申出について この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権又は留置権の権利を有する者は、売却決定の日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を高槻市長に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は高槻市役所総務部収納課に用意してあります。					

公売公告兼見積価額公告別紙

売却区分番号	高槻－1	見積価額	¥23,120,000
		公売保証金	¥2,320,000
財産の表示	一、土地の表示 所 在 : 高槻市芥川町四丁目 地 番 : 474番8 地 目 : 宅地 地 積 : 97.81㎡ (以上、登記簿による表示)		
公法上の規制	土地計画区分 : 市街化区域 用途地域 : 第一種住居地域 (指定建ぺい率60% 指定容積率200%) 防火規制 : 準防火地域		
接道状況	北側 幅員2.8m市道(芥川町422号線)に接面。 南側 幅員3.7m市道(芥川町423号線)に接面。 ※北側市道及び南側市道は、建築基準法第42条2項に該当し、現地調査及び周辺の建築計画概要書等から、対象不動産においては、セットバックの負担可能性あり。		
地勢	各道路面とほぼ等高の平坦地。		
使用状況等	雑草が繁茂しており、管理されている様子はない。		
供給処理施設	上下水道整備済 都市ガス整備済(当該敷地内までは引き込まれていない)		
最寄駅等	JR高槻駅:約900m、阪急高槻市駅:約1.5kmに位置する。		
留意事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産に隠れた瑕疵(かし)があっても、執行機関(市)は、担保責任を負いません。 3 執行機関(市)は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明け渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と協議してください。写真にある線は境界を明示するものではありません。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。		

公売公告兼見積価額公告別紙

売却区分番号

高槻－1

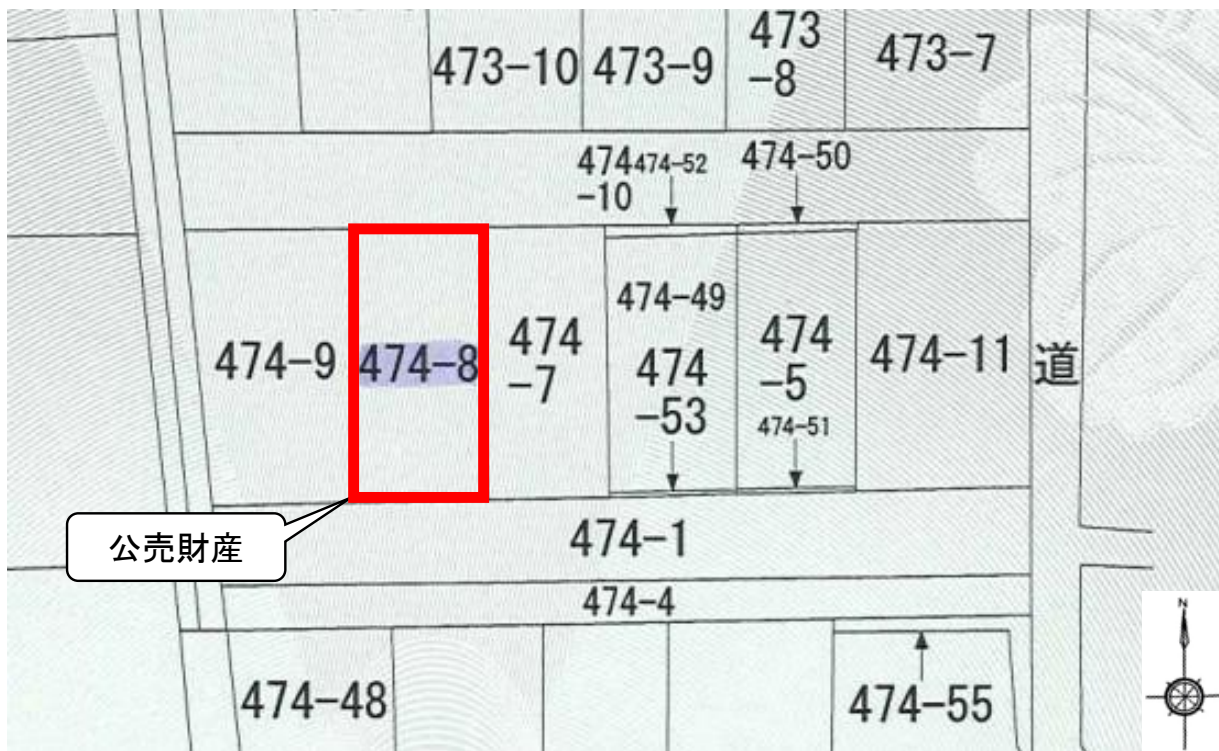
所在図



公売公告兼見積価額公告別紙

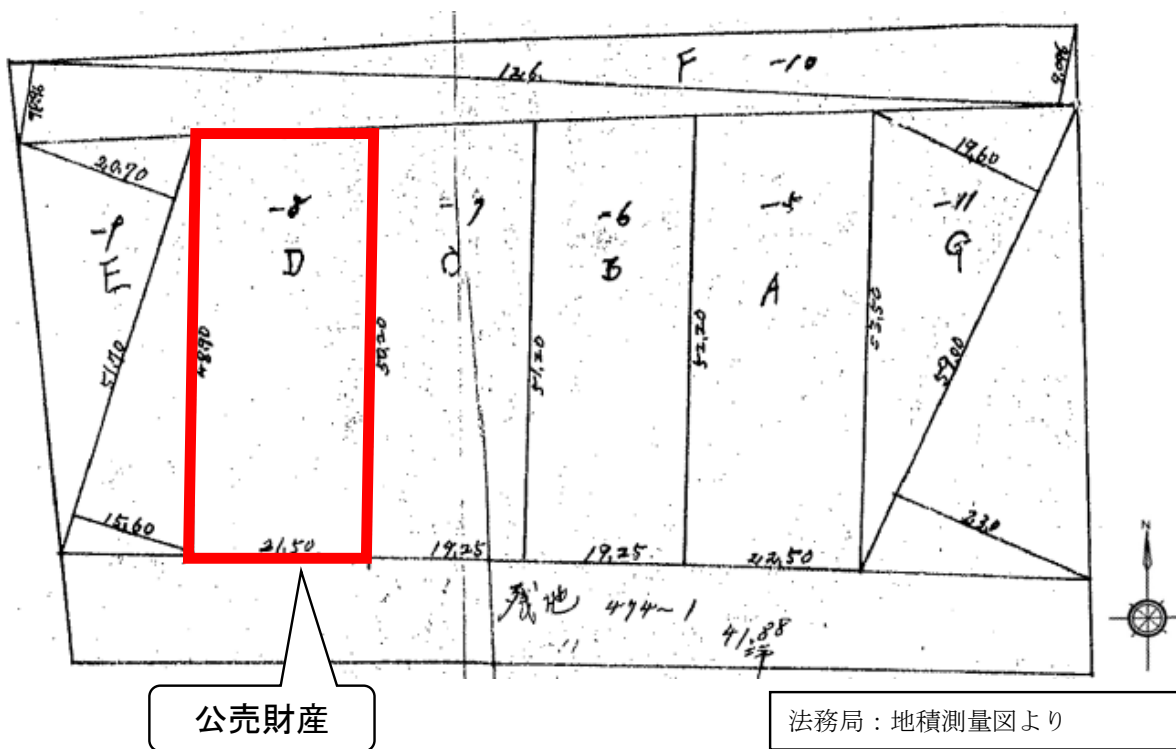
売却区分番号	高槻-1
--------	------

所在図



法務局：地図に準ずる図面より

地積測量図



法務局：地積測量図より

公売公告兼見積価額公告別紙

売却区分番号

高槻－ 1

写真

全体写真：南側から撮影



全体写真：北側から撮影



公 売 に お け る 注 意 事 項

入札、開札の方法	・所定の入札書により売却番号ごとに入札してください。 ・必要書類については高槻市ホームページでご確認ください。 ・一旦入札した入札書は、引き換え、変更又は取消しをすることができません。 ・入札書は、入札者の立会いで開札します。
公売保証金の納付	公売保証金の提供は現金に限ります。公売財産についての入札はその提供後でなければ入札できません。
最高価申込者の決定	見積価額以上の入札者のうち、最高の価額による入札者を最高価申込者として決定します。
次順位買受申込者の決定	国税徴収法第104条の2に規定する次順位買受申込者に該当する入札者から、最高価申込者の決定後直ちに次順位による買受の申込があるときは、次順位買受申込者としします。
追加入札とくじ	最高の同価額入札者が2人以上あるときは、更に入札を行って最高価申込者を決定し、なお、その追加入札の価額が同じときは、くじで最高価入札者を決定します。
追加入札と棄権	追加入札の価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札をした場合または追加入札をすべきものが入札しなかった場合には、国税徴収法第108条の規定が適用されることがあります。
再度入札	入札の日時に入札者がいないとき又は入札価額が見積価額に達しないときは、再度入札を行う場合があります。
買受人の制限	公売保証金の納付がない場合その他公売公告の事項に違反した場合又は国税徴収法第92条、第108条第1項等法令の規定により買受人となることができない者は、公売財産を買い受けることができません。
適格請求書（インボイス）の交付	公売財産がインボイス発行事業者の所有する消費税課税財産の場合は、買受人の求めに応じて、適格請求書（インボイス）を発行します。
権利移転の時期	買受人は、買受代金を完納した時に公売財産を取得します。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになります。
危険負担移転の時期	公売財産の権利移転に伴う危険負担移転の時期は、買受代金の完納の時です。買受代金の完納後、公売財産のき損、焼失等による損害は買受人が負担することになります。
瑕疵担保責任等	高槻市では公売財産について瑕疵担保責任や引渡義務等は負いません。
権利移転に伴う費用の負担	権利移転登記についての登録免許税その他の費用は買受人の負担になります。買受人は買受代金納付の時に、この費用を提出してください。
売却決定の取消し	買受代金納付前に公売財産に係る市税が完納された場合、買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかった場合、国税徴収法第108条第2項の規定により最高価申込者の決定が取り消された場合等は、売却決定を取り消します。
公売保証金の没収	買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかったことにより売却決定が取り消された場合には、その者が納付した公売保証金はその公売に係る市税に充て、残余金があるときはこれを滞納者に交付します。ただし、国税徴収法第108条第2項の規定による処分を受けた者が納付した公売保証金は高槻市に帰属します。
権利移転の手続	権利移転のための登記等は高槻市で行います。必ず指定した日までに所有権移転登記請求書を提出してください。なお、期限までに請求がないときは、高槻市は換価財産に係る差押の登記の抹消を登記所に囑託するものとします。
権利移転のための必要書類等	買受代金を完納したときに、次の書類を提出してください。 （開札後、最高価申込者に決定された方にはご説明します。） 1 売却決定通知書 2 住所証明書（個人…住民票、法人…商業登記事項証明書等）※入札時に提出済の場合は不要 3 登録免許税相当の収入印紙又は領収証書 4 固定資産評価証明書 5 郵送料 6 所有権移転登記請求書 7 暴力団排除に関する誓約書
公売保証金の返還	最高価申込者が決定されなかった場合の入札者又は最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、公売終了後に返還します。ただし、次順位買受申込者に対しては、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還します。なお、返還に当たっては、公売保証金の金額が5万円以上で、返還を受ける方が営利法人又は個人営業者（営業に関しない場合は除く。）である場合は、200円の収入印紙が必要です。